

非自発的失業者の人は国民健康保険税が軽減されます

勤務先の倒産や解雇等により離職を余儀なくされた人は、失業（離職）から一定の期間、国民健康保険税が軽減されます。（軽減には申請が必要です）

対象者（次の全てにあてはまる人）

(1)雇用保険受給資格者証の離職年月日が、令和2年3月31日以降であること

(2)離職日において、65歳未満であること

(3)雇用保険受給資格者証の「離職理由コード」が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」のいずれかであること

適用される期間

離職日の翌日から、翌年度末までとなります。（※再就職して国民健康保険以外に加入する場合は、そ

の時点までとなります）

軽減の算定方法

対象者の前年所得のうち、給与所得を30／100として算定します。（給与以外の所得、対象者以外の被保険者の所得、対象期間外の所得については、100／100として算定します）

申請に必要なもの

(1)雇用保険受給資格者証もしくは雇用保険受給資格通知

(2)対象者の個人番号がわかるもの（マイナンバーカード等）

(3)窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証等）

申請場所 税務課、各総合支所・出張所

問い合わせ 税務課 課税第1班 ☎ 0820-74-1008

久賀築港碑

周防大島町文化財保護審議会委員 川口 智

久賀の町は、8月頃から3月頃まで季節風の北風を受ける。明治のはじめまでは、海が荒れると小船を浜へ引き揚げたり、河口付近に繋いだりしなければならなかつた。廻船などは他村の港へ避難しなければならず、築港は長い間、地域の課題であつた。文政9年（1826年）、現在の弁天トンネル沖に古波止（ふるばと、ふるみなど）が築造され、主に廻船の停泊地として使われた。しかし、市街地から遠く離れた場所にあり不便であった。

幕末の幕長戦争（四境の役）で焼失した覚法寺の本堂再建の話が持ち上がつたとき、住職の大洲鉄然は、本堂再建よりも港を造ることの方が先決であると提言した。これに同意した村民有志が資金を募り、明治13年（1880年）、市街地の近くに新波止（しんばと、しんみなど）が築造された。

船を繋ぎやすい二段の波止で、石組みの間に隙間をつくり波の力を受け流す工夫が施されていて、久賀の石工の技術の高さが窺える。この波止に守られた港は、久賀に船籍を持つ漁船、網船、生魚船、廻船をすべて収容し、村外の諸船も受け入れることができた。明治29年（1896年）には大

阪商船の寄港も実現し、幕長戦争によつて焦土と化した久賀は、その後、港町として発展していった。

新波止完成から7年後の明治20年（1887年）、久賀駅の西隣の駐車場奥の土地に久賀築港碑が建てられた。碑の前には、碑文を現代語訳した史跡看板が掲げられていて、港が完成したときの様子を窺い知ることができる。

なお、訳文の作成には町内外の専門家が当たつたが、特に東三浦の田村忠士先生のご尽力に負うところが大きかつたことを申し添える。



▶久賀築港碑